

## 第 3 8 回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成 2 2 年 6 月 4 日 ( 金 )  
午後 1 時 3 0 分  
場所 宮城県行政庁舎 9 階  
第一会議室

## 第 3 8 回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

### 1 開催年月日及び場所

平成 2 2 年 6 月 4 日（金）午後 1 時 3 0 分から 2 時 1 0 分まで  
宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室

### 2 出席者の職名及び氏名

・ 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長	桑 原 唯 夫
・ 仙台検疫所次長	藤 原 一 郎
・ 東北経済産業局産業部産業振興課課長補佐 （産業振興課長 太 田 裕 子 代理）	黒 瀬 芳 紀
・ 東北運輸局交通環境部物流課長	田 中 栄 一
・ 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長	池 田 秀 文
・ 宮城海上保安部交通課長	田 中 利 夫
・ 東北地方整備局企画部事環境調整官	原 田 吉 信
・ 仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課技師 （交通政策課長 佐 藤 良 一 代理）	薄 井 健
・ 石巻市建設部次長 （建設部長 櫻 田 公 二 代理）	土 井 昇
・ 塩竈市産業部商工観光課みなとまちづくり係長 （産業部長 荒 川 和 浩 代理）	伊 藤 英 史
・ 女川町水産農林課長	武 山 欣一郎
・ 宮城県総務部次長	山 田 義 輝
・ 宮城県企画部次長	上 飯 屋 尚
・ 宮城県環境生活部参事兼環境生活総務課長 （環境生活部次長（技術担当） 加 茂 雅 弘 代理）	青 木 直 之
・ 宮城県農林水産部次長	伊 本 廣 一
・ 宮城県土木部次長	高 橋 信 宏
・ 宮城県土木部次長（技術担当）	佐 藤 敬

### 3 議題

#### （ 1 ） 報告

第 3 7 回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

#### （ 2 ） 審議

イ 議案第 1 号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

□ 議案第 2 号 仙台塩釜港（仙台港区）臨港地区の指定・変更について

4 審議経過の概要

（１）開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。（報道機関 1 名）

（２）挨拶

宮城県土木部佐藤次長から，今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

（３）会議成立の確認

事務局から，幹事総数 20 名中出席 17 名，うち本人出席 12 名，代理出席 5 名で過半数の定足数に達しており，宮城県地方港湾審議会条例第 7 条第 2 項及び同運営規則第 6 条第 4 項の規定により，本幹事会が成立していることが報告された。

（４）議長選出

幹事会の議長については，佐藤幹事が務めることとされた。

（５）議事録署名人の指名

東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長の池田幹事と女川町水産農林課長の武山幹事が指名された。

（６）議事

イ 報告

第 37 回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

事務局から，第 37 回宮城県地方港湾審議会幹事会議案のその後の経過等が報告された。

（質疑なし）

□ 審議

（イ）議案第 1 号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

事務局から，仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について，議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 佐藤幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第 1 号につきまして，御意見，御質問等はありませんか。

<東北地方整備局企画部事環境調整官 原田幹事>

資料 1 の 4 ページの臨港交通施設計画の説明の中で，既存の企業が持っている土地を臨港道路として指定するという一方で，既に寄附行為として道路敷地を譲り受けたという話とともに既に道路が整備されているというイメージで御説明があったと思いますが，その確認を

したいのですが。

<事務局>

御説明いたします。ここはなかなか造成計画という形に至らなかったのですが、他の会社を取得して道路を整備し区画分譲したんですね。そのために道路は出来上がっております。

<東北地方整備局企画部事環境調整官 原田幹事>

そこで確認したかったのですが、今回の臨港交通施設計画の中で、「臨港交通施設を次のとおり計画する」となっているのですが、もう既に道路が出来上がっているのです、このような表現でよいのかという疑問があります。既設のものがあるときに、「計画する」ということでよいのかどうか。従前からこのような整理だというのであれば構いませんが。

<事務局>

計画については「位置づけする」という言い方をよくします。機能が既にあったとしてもそういう機能を持たせていくという意味です。港湾計画上ルール的にこのような表現をさせていただきます。

内容としましては、既存の道路を臨港交通施設に位置づけするというように御理解いただければよいと思います。

<東北地方整備局企画部事環境調整官 原田幹事>

既に整備されている道路について臨港交通施設として位置づけし、次のとおり計画するというなら分かるのですが、これをぱっと見ると新たにものを作るようなイメージがあったというだけでございます。疑義を申し立てる意はございません。

<議長 佐藤幹事>

今の御質問については御理解いただいたということでよろしいでしょうか。他に御意見、御質問等はありませんでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 佐藤幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であると報告することにいたします。

(口) 議案第2号 仙台塩釜港(仙台港区)臨港地区の指定・変更について

事務局から、仙台塩釜港（仙台港区）臨港地区の指定・変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 佐藤幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

（質疑なし）

<議長 佐藤幹事>

それではお諮りいたします。議案第2号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

<議長 佐藤幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして報告することにいたします。

<議長 佐藤幹事>

それでは、今回の報告事項、審議事項以外で御意見、御質問等はありませんでしょうか。

（発言なし）

<議長 佐藤幹事>

特にないようですので、以上をもちまして、本日の議事の一切を終了させていただきます。幹事の皆様には、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これもちまして、第38回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきます。幹事の皆様方にはお忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

## 5 議決内容

議案第1号及び議案第2号について、原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第38回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人

---

---